

建設産業政策2007における施策		当時の主な対応状況	引き続き対応が必要な主な課題
公正な競争基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ルールの特明確化と法令遵守の徹底 ○法令違反に対するペナルティの強化 (※)「脱談合」の大きなうねりへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法令遵守ガイドラインの策定 ・一括下請負の全面的禁止 ・談合廃絶のための営業停止期間の延長及び指名停止期間の最長期間の延長 ・法令遵守状況を評価するための経営事項審査の見直し 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・(昨今の舗装談合事案や施工不良等を踏まえた)建設工事の信頼確保 ・建設企業におけるガバナンスのあり方 ・消費者の安全・安心へのニーズの高まり ・取引先や消費者に対する情報提供のあり方 ・建設業を巡る規律の現代化
	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者等に対する情報の提供 (※)構造計算偽装問題への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者のネガティブ情報(監督処分、指名停止)の公開 等 	
再編への取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の経営判断を阻害しない制度設計 ○再編へのインセンティブの付与 (※)建設投資の急激な減少により、過剰供給構造の是正に向けた更なる再編・淘汰は不可避な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査における企業集団評価制度の創設 ・産活法の事業分野別指針の改正 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域建設企業が安定的に活動できるための環境整備 ・倒産が相次いでいた時代に改正した経審の見直し ・建設企業の円滑な事業承継 ・CMなど請負以外の分野への展開の促進 ・PPP/PFIへの参入、維持管理分野への対応 ・海外展開の促進
	<ul style="list-style-type: none"> ○海外建設市場への展開に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップセールス、二国間交流会議等による我が国建設企業のプレゼンス強化 ・海外インフラプロジェクトを対象としたパイロット事業の形成 等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○官民の役割分担の見直し、建設産業の活動領域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・CM方式活用協議会を通じた地方公共団体におけるCM方式の活用方策の検討 等 	
技術と経営による競争を促進するための入札契約制度の改革	<ul style="list-style-type: none"> ○価格と品質、技術と経営による競争の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争方式の拡大、総合評価方式の拡充 ・入札ボンドの導入促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・品確法(H17)、担い手3法(H26)の、市町村などへの更なる浸透 ・公共工事のみならず、民間発注工事における対応 ・地域建設企業が安定的に活動できるための環境整備(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた入札契約制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」の普及促進 等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○低価格入札対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の拡充(施工体制確認型) 等 	
対等で透明性の高い建設生産システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○設計施工一括発注、CM方式など多様な調達手段の活用 ○役割・責任分担の特明確化と透明性の向上 (※)発注者・設計者・施工者が対等な関係に立ち、それぞれの役割・責任分担を特明確化する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・CM方式活用協議会を通じた地方公共団体におけるCM方式の活用方策の検討(再掲) ・建築物の安全性の確保等のための建築士による構造設計及び設備設計の特適正化(建築士法改正) ・簡易・迅速・妥当な解決の促進のための建設工事紛争審査会での紛争処理に関する時効中断効等の創設(建設業法の改正) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層下請構造の改善 ・元請責任のあり方 ・設計と施工との連携 ・CMなど請負以外の分野への展開の促進(再掲) ・建設業を巡る規律の現代化(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な元下請関係の構築(重層下請構造) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法令遵守ガイドラインの策定(再掲) 等 	
ものづくり産業を支える「人づくり」	<ul style="list-style-type: none"> ○人材の確保・育成、処遇の改善 ○IT等の技術開発の推進 (※)今後予想される生産年齢人口の減少への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者に対する経営事項審査における評価 ・日連連において、「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を策定 ・CI-NETの導入促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・より差し迫った課題となった技能労働者の確保に向けた働き方の改善(長時間労働の是正、週休2日の確保 等) ・さらなる生産性向上の推進(生産性を阻害する諸制度の見直し)